

第41号議案

豊川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正について

豊川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和3年5月13日提出

豊川市長 竹本幸夫

豊川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例

豊川市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成21年豊川市条例第17号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（医療体制保持特別手当）

8 令和2年12月1日から令和3年1月3日までの間に豊川市民病院において新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。）の集団感染が発生していた状況下で、当該期間のうち5日以上医療業務に従事した病院事業職員であって医療体制の保持に貢献した者として管理者が定める者については、第2条第3項又は第25条第1項の規定にかかわらず、医療体制保持特別手当を支給する。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和2年12月1日から適用する。

理 由

この案を提出するのは、豊川市民病院において新型コロナウイルス感染症の集団感染が発生していた状況下で医療業務に従事した病院事業職員であって医療体制の保持に貢献した者に対して、医療体制保持特別手当を支給する必要があるからである。